

日 薬 業 発 第 374 号  
平成 30 年 3 月 27 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の  
相談窓口について（周知）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして厚生労働省医政局経済課より連絡がありましたのでお知らせいたします。

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」につきましては平成 30 年 1 月 29 日付け日薬業発第 323 号にてお知らせしたところですが、同ガイドラインでは厚生労働省による関与として「流通当事者間で交渉が行き詰まり、改善の見込みがない場合、厚生労働省医政局経済課に設置した窓口で相談できる」とされており、今般、本年 4 月 1 日より以下のとおり窓口が設置されます。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

○厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療  
> 医療 > 医薬品・医療機器産業の振興について

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/shinkou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shinkou/index.html)

・医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドラインに関する相談窓口（準備中）

事務連絡  
平成30年3月19日

関係各位

厚生労働省医政局経済課

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の  
相談窓口について(周知)

医療用医薬品の流通改善に向けた取組として、平成30年1月23日付け医政発0123第9号、保発0123第3号「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」(以下「流通改善ガイドライン」という。)を通知したところです。流通改善ガイドラインでは、「流通当事者間で交渉が行き詰まり、改善の見込みがない場合、厚生労働省医政局経済課に設置した窓口に相談することができる。」としており、今般、以下のとおり窓口を設置することとしましたのでお知らせします。

【相談窓口】

1. 設置場所について(運用開始は平成30年4月1日を予定)

厚生労働省ホームページ内

[健康・医療](#) [医療](#) 医薬品・医療機器産業の振興について

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/shinkou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shinkou/index.html)

【医療用医薬品の流通改善ガイドライン】

- ・「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」について(平成30年1月23日付け医政発0123第9号、保発0123第3号)
- ・医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン(英語版)
- ・医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドラインに関する相談窓口(準備中)

ここをクリック

## 2. 相談票の記載について

相談事項の冒頭に交渉先名を記載の上、以下の相談項目及びその具体的内容について選択式により回答する方式を予定。

1. 医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉
2. 頻繁な価格交渉
3. 仕切価交渉
4. 単品単価交渉
5. 返品の扱い
6. その他

- ・相談者名、連絡先は必須項目とする。
- ・交渉先名及び相談者名については非公表とし、相談者の保護に関し万全の措置を講ずるものとする。

以上